

熊本県美里町資格コード表 [コンサル]

種 類	資 格 名	コード	根 拠 法 令 等
測量	測量士	101	測量法第49条による登録
	測量士補	102	〃
建築	一級建築士	201	建築士法第5条による免許証の交付
	二級建築士	202	〃
	木造建築士	203	〃
	建築設備士	204	昭和60年建設省告示第1526号による登録
技術	技術士		
	登録部門「第2次試験の選択科目」		
	建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋」	301	技術士法第32条による登録
	建設部門「港湾及び空港」	302	〃
	建設部門「電力土木」	303	〃
	建設部門「道路」	304	〃
	建設部門「鉄道」	305	〃
	上下水道部門「上水道及び工業用水道」	306	〃
	上下水道部門「下水道」	307	〃
	農業部門「農業土木」	308	〃
	林業部門「森林土木」	309	〃
	水産部門「水産土木」	310	〃
	廃棄物	311	〃
	建設部門「造園」	312	〃
	建設部門「都市計画及び地方計画」	313	〃
	応用理学部門「地質」	314	〃
	建設部門「土質及び基礎」	315	〃
	建設部門「鋼構造及びコンクリート」	316	〃
	建設部門「トンネル」	317	〃
	建設部門「施工計画、施工設備及び積算」	318	〃
	建設部門「建設環境」	319	〃
	機械部門	320	〃
	電気電子部門	321	〃
情報工学部門	322	〃	
上記以外の各部門又は各第2次試験選択科目	330	〃	
技術士補（全部門）	340	〃	
RCCM	RCCM(ビルコンサルティング マネージャ)		
	登録部門		
	河川、砂防及び海岸・海洋	401	ビルコンサルティング マネージャ 資格制度施行規程第8条による登録
	港湾及び空港	402	〃
	電力土木	403	〃
	道路	404	〃
	鉄道	405	〃
	上水道及び工業用水道	406	〃
	下水道	407	〃
	農業土木	408	〃
	森林土木	409	〃
	造園	410	〃
	都市計画及び地方計画	411	〃
	地質	412	〃
	土質及び基礎	413	〃
	鋼構造及びコンクリート	414	〃
	トンネル	415	〃
	施工計画、施工設備及び積算	416	〃
	建設環境	417	〃
	機械	418	〃
	水産土木	419	〃
	電気電子	420	〃
	廃棄物	421	〃
建設情報	422	〃	

補償	補償業務管理士 登録部門		
	土地調査	501	補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条による登録
	土地評価	502	〃
	物件	503	〃
	機械工作物	504	〃
	営業補償、特殊補償	505	〃
	事業損失	506	〃
	補償関連	507	〃
	総合補償	508	〃
	不動産鑑定士	541	不動産の鑑定評価に関する法律第15条による登録
	不動産鑑定士補	542	〃
	土地家屋調査士	551	土地家屋調査士法第6条による登録
	司法書士	561	司法書士法第6条による登録
	公共用地経験者	571	官公庁等で公共用地の取得業務に10年以上従事した経験がある者
調査	地質調査技士	601	地質調査技士資格検定試験規程第12条による登録
	環境計量士（濃度関係）	611	計量法第122条による登録
	〃（騒音、振動関係）	612	〃
電気	第一種電気主任技術者	721	電気事業法第54条による主任技術者免状の交付
	第一種伝送交換主任技術者	731	電気通信事業法第45条による電気通信主任技術者資格者証の交付
	線路主任技術者	732	〃
土木	一級土木施工管理技士	801	建設業法第27条による技術検定
その他	土木関係建設コンサルタント業務について一定期間以上の実務経験を有する者	981	別表1に該当する者
	地質調査業務について一定期間以上の実務経験を有する者	982	別表1に該当する者
	土木設計に関する大臣の認定	983	建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定
	地質調査に関する大臣の認定	984	地質調査業者登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定
	補償業務に関する大臣の認定	985	補償コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定による大臣の認定
	その他上記以外の資格	999	

<別表1>実務経験を有する者の要件

(1) 土木関係建設コンサルタント業務に従事またはこれを管理した期間の合計年数が次のいずれかに該当する者。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学卒業生であって、建設コンサルタント等業務について13年以上（大学院修了の場合、就学年数を実務経験とみなす）の実務経験を有する者
- ②学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業生であって、建設コンサルタント等業務について15年以上の実務経験を有する者
- ③学校教育法による高等学校卒業生であって、建設コンサルタント等業務について17年以上の実務経験を有する者
- ④上記各項に該当する学歴と同等以上であると認められる学力を有し、かつ各項の実務経験を有する者

(2) 地質調査業務に従事した期間の合計年数が、次のいずれかに該当する者。

- ①学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下同じ）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、8年以上の実務経験を有する者
- ②学校教育法による高等学校卒業生において、土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後、10年以上の実務経験を有する者
- ③学校教育法による大学若しくは高等専門学校において、①に掲げる学科以外の理工系の学科を修めて卒業した後10年以上の実務経験を有する者
- ④13年以上の実務経験を有する者